様式第1号（第2条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （表） | | | |
| 第　　号  介護保険料徴収吏員証 | | |  |
|  | 写真はり付 | 所属  職氏名  　　　　年　　月　　日生  　　　　年　　月　　日　発行  丸亀市長 | 60 |
|  | ミリメートル |
|  |
|  |
|  |  |
| 90ミリメートル  （裏） | | |  |
| １　本証は、介護保険料の賦課徴収に関する調査のために質問し、又は検査を行う場合には必ず携帯しなければならない。  ２　本証は、関係人の請求があったときはいつでも、これを提示しなければならない。  ３　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 | | |  |